



敬老のお祝いを贈呈します

9月1日現在、市内に6カ月以上居住し、平成29年度中に80歳(昭和12年4月2日~昭和13年4月1日生まれ)、88歳(昭和4年4月2日~昭和5年4月1日生まれ)、99歳(大正7年4月2日~大正8年4月1日生まれ)を迎える方 申9月に民生委員、総合支所などを通じて「お祝い状」と「敬老祝品申込用紙」を届けます。添付はがきで申し込みを。 長寿支援課(☎231-1168)、各総合支所市民生活課 ▷菊川(☎287-4006) ▷豊田(☎766-2687) ▷豊浦(☎772-4021) ▷豊北(☎782-1924)

ブックスタート

「ブックスタート」とは絵本を介して赤ちゃんとその周りの大人が心安らぐ楽しい語り合いのひとときを持つことを応援する運動です。絵本は1歳6カ月児健康診査の会場で見聞かせを行い、お渡しします。



特別児童扶養手当の認定を受けている方は所得状況届を提出してください。提出がないと、引き続き手当を受けられなくなります。 申9月11日(月)までに、障害者支援課、各総合支所市民生活課へ。 障害者支援課(☎231-1917)

介護予防教室

「いきいきふれあい教室」

いつまでもいきいきとした生活を送れるよう、体操や運動を行います。※1人1教室まで ※全12回程度 市内内在住の65歳以上で医師などから運動を制限されていない方 所①彦島公民館 隔週水曜日の午前10時~正午 ②長府公民館 隔週水曜日の午前10時~11時30分 ③小月公民館 隔週水曜日の午前10時~11時30分 定20人~25人 申①9月30日(土)、②

特別障害者手当等の現況届等の提出について

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の認定を受けている方は現況届・所得状況届を、



9月22日(金)、③9月29日(金)までに電話で、①彦島地域包括支援センター(☎266-6516)、②長府地域包括支援センター(☎227-3151)、③東部地域包括支援センター(☎249-2015)へ。 長寿支援課(☎231-1340)

各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

市内に住所がある、昭和27年10月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービス希望する方 介護保険被保険者証、本人確認ができる書類 介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。 介護保険課(☎231-3184)

国民健康保険の「特定健診」を受けましょう

対国民健康保険に加入している40歳~74歳の方 集団健診 11月7日(火) 所玄洋公民館 1



000円 申9月29日(金)までに電話で保険年金課へ。※市内の協力医療機関で受診を希望の方は事前に医療機関で確認を 国民年金課(☎231-1668)

国民年金の相談会

総合支所管内での開催予定日をお知らせします。 所▽菊川総合支所 10月19日、12月21日、2月15日 豊田総合支所 9月22日、11月24日、1月26日、3月23日 豊浦総合支所 9月19日、11月21日、1月16日、3月20日 豊北総合支所 9月28日、10月26日、11月22日、12月28日、1月25日、2月22日、3月22日 時間 午前10時~午後4時 下関年金事務所(☎222-5587)、市保険年金課(☎231-1931)

後期高齢者医療の入院時食事代等減額制度の申請を

住民税非課税世帯の方は、その月に支払う自己負担限度額が最初から低所得区分のものとなり、また、入院時の食事代が安くなる後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定制度があります。申請月以前にさかのぼっては適用されませんので、事前に認定証の交付を申請してください。 適用期間 申請月の1日~平成30年7月31日 後期高齢者医療



被保険者証、印鑑、過去1年間の入院領収書、年金証書(老齢福祉年金受給者のみ) 国民年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。 国民年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

国民健康保険料は必ず納期までに

皆さんが病院などで診療を受けたときの医療費は、一人ひとりの保険料で支えられています。特別な事情なく保険料を滞納した場合、有効期限が通常より短い被保険者証(短期被保険者証)や、医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書の交付を行うことがあります。保険料は必ず納期内に納めましょう。納付が困難な場合は、早めに窓口へ相談を。 国民年金課(☎231-1689)、各総合支所市民生活課



非自発的失業者の保険料軽減措置

リストラなどで職を失った非自発的失業者が国民健康保険に加入する場合、在職中と同程度の保険料負担となるよう保険料が軽減される場合があります。対象者は申し出てください。

65歳未満の雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇などの事業都合で離職した方)か、特定理由離職

